

令和4年4月26日

ふるさと納税の対象となる地方団体の指定の取消し

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第6項及び第314条の7第6項の規定に基づき、兵庫県洲本市のふるさと納税の対象団体としての指定を取り消しますので、お知らせいたします。

（この指定の取消しに係る告示は、令和4年5月1日に施行となります。）

（連絡先）自治税務局市町村税課
担当：間宮、阿久津
電話：03-5253-5669（直通）